

国指定北アルプス鳥獣保護区
乗鞍特別保護地区指定計画書（案）

平成16年 8月16日
環 境 省

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

乗鞍特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

北アルプス鳥獣保護区のうち、岐阜県大野郡丹生川村所在国有林飛騨森林管理署120林班の区域（乗鞍鶴ヶ池集団施設地区（平成4年7月14日環境庁告示第51号）の区域を除く。）

(3) 特別保護地区の存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

②特別保護地区の指定目的

北アルプス鳥獣保護区は、富山県、長野県、岐阜県の3県にまたがる「北アルプス」と呼ばれる山岳地帯に位置し、標高300mの低地帯から3,000mの高山帯までの標高差を有し、多様な地形及び森林帯を形成している。また、区域の大部分が中部山岳国立公園に指定され、良好な自然環境が維持されている。

このような自然環境を反映して、鳥類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—鳥類」（環境省編）に記載された絶滅危惧ⅠB類のイヌワシ及びクマタカ、絶滅危惧Ⅱ類のオオタカ及びライチョウの生息が確認されている。また、哺乳類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—哺乳類」（環境省編）に記載された準絶滅危惧種のホンドオコジョ及びヤマネのほか、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ等の生息が確認されている。

特に、当該鳥獣保護区内の中でも、南端の岐阜県側に位置する大丹生岳、大黒岳、剣ヶ峰を含む乗鞍岳の稜線、標高約2,300m～3,000mの高山帯は氷河期の遺存種といわれるライチョウの日本国内における数少ない生息・繁殖地となっているほか、イヌワシ、クマタカ、オオタカ等の希少鳥類の生息が確認されている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するライチョウをはじめとする希少鳥類の生息地の保護を図るものである。

管理方針

- ・ライチョウをはじめとする希少鳥獣の保護対策について、関係地方公共団体、関係機関、山岳関係者等と連携協力して取り組む。
- ・採餌又は休息時の鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場巡視並びに関係地方公共団体、関係機関、山岳関係者等と連携協力して普及啓発活動等に取り組む。

2 特別保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 997ha

内 訳

ア 形態別内訳

林野	839ha
農耕地	—ha
水面	27ha
その他	131ha

イ 所有者別内訳

国有地					
国有林	997 ha	林野庁所管	997 ha	制限林地	802 ha
				普通林他	195 ha
国有林以外の国有地	- ha				
地方公共団体有地	- ha			制限林地	- ha
				普通林地	- ha
				普通林他	- ha
私有地等	- ha				
公有水面	- ha				
ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域					
自然公園法による地域	997 ha	特別保護地区	997 ha		
(中部山岳国立公園)		特別地域	- ha		
		普通地域	- ha		

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、北アルプス鳥獣保護区の南端の岐阜県側に位置し、大丹生岳、大黒岳、剣ヶ峰を含む乗鞍岳の標高約2,300m～3,000mの高山帯の区域であり、その全域が中部山岳国立公園に指定されている。

イ 地形、地質等

当該区域は、標高2,300mから3,000mの山岳地帯であり、安山岩（デイサイト溶岩）を主体とした成層火山で、剣ヶ峰を主峰とし山頂付近には権現池、五ノ池、亀ヶ池、不消ヶ池^{きえずがいけ}等の火山湖が見られる。全般的に南北に延びた主稜線を中心として放射谷が発達しており、深く浸食された溪谷及び平坦な溶岩台地がある。

ウ 植物相の概要

当該区域は、標高2,300m～2,500m付近ではシラビソ、オオシラビソ等が優先する亜高山針葉樹林帯が広がり、標高2,500m以上の高山帯ではハイマツ群落及び高山草原群落が広がる。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類では、氷河期の遺存種といわれるライチョウのほか、イヌワシ、クマタカ、イワヒバリ、ホシガラス等が見られる。また、哺乳類ではニホンカモシカのほか、ホンドオコジョ、ニホンツキノワグマ、ホンドキツネ、ノウサギ等が見られる。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

該当なし

- 4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

- 5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
制札の取り替え等を計画的に実施する。

別表

ア 鳥類

目	科	○ 種または亜種	種の指定等	
タカ	タカ	トビ		
		オオタカ	国内希少・VU	
		ハイタカ	NT	
		ノスリ		
		クマタカ	国内希少・EN	
		イヌワシ	国内希少・国天・EN	
	ハヤブサ	チョウゲンボウ		
キジ	ライチョウ	ライチョウ	国内希少・国特天・VU	
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ		
		カッコウ ツツドリ		
		○ ホトギス		
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ		
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ		
		○ アマツバメ		
キツツキ	キツツキ	アオゲラ		
		コゲラ		
スズメ	ツバメ	○ イワツバメ		
	セキレイ	キセキレイ ビンズイ		
	ヒヨドリ	ヒヨドリ		
	モズ	モズ		
	カワガラス	カワガラス		
	ミソサザイ	○ ミソサザイ		
	イワヒバリ		○ イワヒバリ	
			○ カヤクグリ	
	ツグミ		コマドリ	
			○ コルリ ルリビタキ	
	ウグイス		ウグイス メボソムシクイ エゾムシクイ	
			○ キクイタダキ	
	ヒタキ		サメビタキ	
	シジュウカラ		コガラ	
			○ ヒガラ シジュウカラ	
	ゴジュウカラ		ゴジュウカラ	
	キバシリ		キバシリ	
	メジロ		メジロ	
	ホオジロ		ホオジロ	
	アトリ		アトリ	
			○ ウソ イカル	
	ハタオリドリ		○ スズメ	
	ムクドリ		ムクドリ	
カラス		カケス		
		○ ホシガラス ハシブトガラス		
合計(種)			49	

イ 哺乳類

目	科	種または亜種	種の指定等
ネコ	イヌ	ホンドキツネ	
	イタチ	ホンドテン	
		ホンドオコジョ	NT
		ニホンアナグマ	
ウシ	ウシ	ニホンカモシカ	国特天
ネズミ	リス	○ ニホンリス	
ネズミ	ネズミ	ニイガタヤチネズミ	
		ホンドアカネズミ	
		ホンドヒメネズミ	
	ニホンドブネズミ		
	ヤマネ	ヤマネ	国天・NT
ウサギ	ウサギ	○ ノウサギ	
合計(種)		12	

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国天: 国指定天然記念物
 レッドデータブック(平成14年、環境省)
 CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
 国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。